第４号議案

令和５年度　事業計画書

事 業 項 目	細　　目
第１ 会　議	**１　総会・臨時総会** 通常総会及び臨時総会を開催し、本会の目的・運営に関して必要な事項を審議し、会員から広く要望・意見を聞き、本会の向上発展、会員の獲得に努め、管内の交通事故防止及び安全で安心な街づくりに寄与する。 **２　役員会** 随時開催し、総会提出議案の審議、役員会の審議事項並びに本会の事業計画の効率的な実施について審議し、各支部における交通安全活動を積極化させる。 **３　常任理事会** 必要に応じて開催し、事業計画の具体的実施方策について審議し、役員会における審議の効率化を図る。
第２ 交通事故防止及び広報活動の強化	**１　全国交通安全運動の推進** 春・秋の全国交通安全運動においては、交通安全県民総ぐるみ運動の推進要綱に基づき、各運動の関係団体と事前に推進協議会を開催し、各運動を効率的に推進する。 **２　「交通安全の日」などの推進強化** 毎月の「交通安全の日」、「高齢者交通安全の日」等には、各支部役員を中心に、街頭指導の強化を図る。 **３　各種運動等の推進** ⑴　子どもと高齢者交通事故防止対策の推進 ⑵　自転車の安全利用 ○　全年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用推進 ○　中学生に対する安全利用の指導推進 ⑶　全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用 ⑷　交差点の交通事故防止の推進 ⑸　夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ○　高齢者の反射材着用の推進 ⑹　飲酒運転の根絶

	4　交通安全教育の強化 ⑴　高齢者交通安全教育の推進 ○　シニアドライバーコンテストの開催 ○　高齢者安全運転自転車大会の開催（地区・県大会） ○　電動車いす交通安全教室の開催 ⑵　各種交通安全教室の開催 ○　自転車安全教室の開催 小中学生とその親、高齢者 ○　交通安全教室 幼稚園・保育所の園児とその母親、小中学生・高齢者を対象とした交通安全教室を開催する。 ⑶　二輪車の安全な乗り方の指導 警察・自動車教習所の協力を得て、二輪車利用の会員に安全な乗り方を指導する。 （二輪車安全運転県大会への出場） ⑷　高校生の自転車利用者のマナーアップ 自転車利用者等の交通マナーの向上を図り、高校生による交通安全自主活動を促進させ支援する。 ⑸　飲酒運転の追放 重大事故に直結する飲酒運転を絶滅させるため、広報活動を強化する。 ⑹　暴走運転の追放 暴走運転による交通事故を防止するため、若者に対する安全運転意識の啓発広報活動を強化する。
第３ 自動車運転免許証の更新時受託事務	**1　免許更新時の受託業務の効率化** 受託業務の推進に当たっては、受付事務の効率化を徹底し、待ち時間の短縮を図る。 **2　個人情報の保護** 更新事務担当者の指導・教養を徹底し、個人情報の漏洩を防止する。 **3　親切な応対の保持** 職員に対する指導の徹底
第４ 交通詰所資器材倉庫等の整備	1　交通詰所等の点検整備に努め、地域の交通安全活動の拠点として活用する。 2　活用されていない検問所・倉庫等の撤去の促進

第５ 交通安全広報資器材の改善・設置場所の選定	１　電光掲示板、垂れ幕・桃太郎旗等の工夫改良に努め、広報効果の向上を図る。 ２　桃太郎旗設置の統一を徹底 ３　広報資器材の設置場所は、各支部の意見要望を主にして選定する。
第６ 表　彰	１　交通功労者・優良運転者・交通功労団体等の表彰については、埋もれた会員の表彰に努める。 ２　地区表彰における贈呈品の改善 広く意見を求め、魅力ある贈呈品にするよう努める。
第７ 会員の獲得	１　会員の減少に歯止めを掛けるため、更新時に会員に贈呈している記念品の創意工夫 ２　会費の無理無駄のない支出及び明朗会計 ３　事務局職員に対する「応接要領」の指導・研修の強化 ４　各支部役員による、会員獲得広報活動の強化 ５　会員登録システムの活用
第８ その他各運動の強調期間及び強調日	１　強調期間 ⑴　春の全国交通安全運動（５月 11 日～５月 20 日） ⑵　自転車月間（５月１日～５月 31 日） ⑶　暴走族追放キャンペーン（６月 20 日～７月 10 日） ⑷　えひめ無事故・無違反１２３コンテスト （８月 31 日～12 月 31 日）支部１チームの編成 ⑸　秋の全国交通安全運動（９月 21 日～９月 30 日） ⑹　夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン（10 月１日～12 月 31 日、重点日 10 月 20 日及び 11 月 20 日） ⑺　年末の交通安全県民運動（12 月 21 日～12 月 31 日） ２　強調日 ⑴「交通安全の日」　毎月 20 日 ⑵「自転車安全利用の日」　毎月 10 日 ⑶「高齢者交通安全日」　毎月 10 日 上記⑴⑵⑶とも、その日が県の休日に当たるときは、その翌日とする。